

会員の皆様

観光庁より5月18日付けで以下の連絡が通訳案内士団体に届いております。

添付文書をホームページの会員限定ページに掲載しておりますので

ご確認ください。

----

通訳案内研修受講の周知及び登録事項変更時の届出の徹底について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また日頃より観光行政にご理解・ご協力を賜り御礼申し上げます。

改正通訳案内士法の施行（2018年1月4日）により、通訳案内の質の維持・向上を図る観点から、全国通訳案内士は、登録研修機関が実施する通訳案内研修（登録研修機関研修）を、5年ごとに受講するよう義務付けられたところです。

法改正以前の通訳案内士試験に合格し、登録を受けた全国通訳案内士におかれましては、施行日（2018年1月4日）から5年以内（2023年1月3日まで）が研修（1回目）の受講期限となるため、大変お手数ですが、貴団体より、傘下会員に対し、あらためて別添の「通訳案内研修について」の周知をしていただきたく、よろしくごお願い申し上げます。

重ねて、登録事項に変更がある場合には遅滞なく登録のある都道府県に届け出るよう周知のほど、よろしくごお願い申し上げます。

-----

添付文書3点を会員限定ページに掲載しました。

以上